



## 化学物質と労働者の健康研究会例会

### 「非正規・請負労働者と有害物質」に参加して（その2）

西田 陽子

#### 2. 子会社・塗装作業者の相談から組合結成へ

化学一般大阪合同支部 大塚偉介

三重県のコンロや調理家電などに耐熱塗装する会社の子会社で働く塗装作業者のAさんがみえ労連へ相談にきた。

「塗装ブースでは、フッ素（分解化合物）が漏れ、ミストがまん延している。硫酸を扱っている労働者は肺に穴が空いて入院した。目の痛み、のどの痛み、咳き込む、肺が苦しくなりしやがみこむ。このままでは働くのはつらい。扱っている化学薬品や安全対策の教育は受けたことはない。作業環境測定は行っていたことがあるが、作業中ではなかった。36協定を無視し、深夜まで作業させる。パートからも職場への不満が出ている。会社に改善を求めたり、労基署に相談した人は目をつけられて、退職を強いられた」など職場の安全衛生面の切実な要求を持ってきた。扱っている化学物質はIPA, MEK, アセトン, トルエン, ブチルセロソルブ, ジクロロメタン, 硫酸, 水酸化ナトリウム, フッ素樹脂であった。

組合結成を援助した。結成後は従業員代表の選出, 36協定時間外労働の削減, 労使協定締結, 安全衛生委員会への労組委員長の出席, 新建屋を建設してプッシュプル型換気装置設置, 局所排気の改善がなされた。

労働基準監督署へ申告して, 改善指導も受けた。労使協力して改善活動に取り組み作業環境測定の実施（粉じん, 有機溶剤）特殊健康診断の実施（じん肺, 有機溶剤）もされるようになった。

団結した力によって, 少しずつ労働条件, 安全衛生の向上を勝ち取ってきている。

#### 3. 弱電メーカー派遣社員の皮ふ障害の相談と労災認定

化学一般関西地本

弱電メーカーで働いていた派遣労働者の疾病について, 広島県の市議員から化学一般関西地方本部に電話相談があった。相談内容は, 「MEK, アセトンなどを使用して洗浄作業をしていたが, 手が荒れてガサガサになってしまった。その後, 手袋が支給されるようになったが, 手袋をすると余計に手が荒れて, カブレてしまった。会社は手袋の内側には天然素材の粉がまぶしてあり, カブレたのは他の原因だろうと言った。通院中で完治しないまま, 雇止めされてしまった。失職しているので労災保険は下りないのでは」というものだった。

組合は主治医に職歴・作業歴を伝え, 職業起因ではないかと訴えること, 失職していても当該疾病が業務起因なら労災保険の対象になることなどを伝えた。有機溶剤の取り扱いについては, 有機溶剤作業主任者用テキストを活用して, 法的な衛生対策義務や健康診断などを理解し

ていただくように伝えた。その後も市会議員が支援を続け労災認定された。

#### IV 特別報告

膀胱がん多発事案に関する問題点と上顎がんの事例に関する報告があった。後者は公開できる段階ではないので、本報告では割愛する。膀胱がんについては、化学一般関西地本の堀谷昌彦氏が報告した。

厚生労働省は2015年12月18日、染料や顔料のもとになる化学物質を製造する約40人規模の工場で、退職者1人を含む男性労働者5人が相次いで膀胱がんを発症していたと発表した。

この工場は福井県で操業する三星化学工業株式会社である。化学一般関西地本大阪合同支部（個人加盟）の組合員であった同社労働者が職場での膀胱がん多発を組合に相談、組合が調査して取り組みを進めた結果、厚生労働省の今回の発表となったものである。

堀谷氏は2015年9月以来、膀胱がん多発問題と取り組み、1月24日の労組結成、2月5日第1回団交の経過の中で、明らかにしてきた作業内容と問題点を報告した。

##### 1. 作業内容等

膀胱がん罹患した労働者はオルトトルイジンとジケテンを反応させて、AAOT（*o*-Acetoacetotoluidide）を合成する作業に従事してきた。組合の作成した合成反応の化学式を以下に示す。

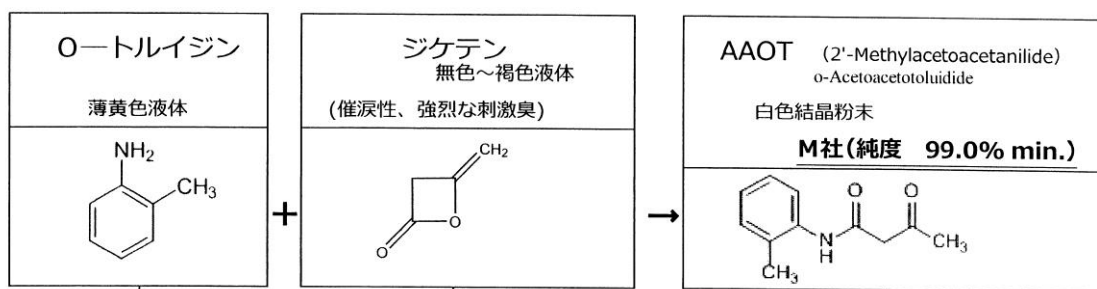


図3 合成反応の化学式

AAOTに含まれるオルトトルイジンは20ppmである。IARCは2010年にオルトトルイジンの発がん性をグループ1と評価した。

##### 2. 膀胱がん多発事案に関する問題点

###### (1) 当該事業場の問題

(a) この事業場で働いていた労働者は芳香族アミンに発がん性があることを知らず、SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）が現場に置かれたのは2011年だった。他の化学物質は比較的最近のデータが載っているが、オルトトルイジンとその製品のSDSは未だに2006年のデータであり、2010年にIARC（International Agency for Research on Cancer 国際がん研究機関）がグループ1に格上げしたことが反映されていない。

不完全なSDSではあるが労働者は発がん性の疑いがあることを知り、2011年には会社に作業環境改善を訴え、自らもそれまで夏場は上半身Tシャツ1枚で作業していたのを長袖の作業

服を着用するようになった。但し、当該労働者は現在も「動物実験で発がん性がある」という認識である。

(b) リスク対策部門担当者はオルトトルイジンの発がん情報を知っていた。2003年製品であるAAOTのOECDデータを作成しており、そこにオルトトルイジンはIARC分類2Aと記載され、「きちんと管理された製造工程で、そのため作業者の曝露量は低い」とも記載されている。

SDSを現場に整備しなかったことに対し、「請求されなかったから」と答えたり、不安に感じた労働者が曝露の影響について問い合わせた際、「なめても尿からすぐに排出されるから大丈夫」などと無責任な返答をしている。

(c) あまりに劣悪な労働環境に対し、当該労働者が改善を申し出るが無視され続けて来た。40人の事業場であるため安全衛生委員会もなく、苦情処理や環境改善をするシステムや文化がない。膀胱がんの多発以前にもチアノーゼ症状や吐き気の訴えなどが多発しており、当該労働者の健康を考えるならば、職場改善するのが当たり前である。

(d) 大量に曝露されたのは、芳香族アミンとジケテンの反応物である粉じんである。曝露の程度：粉じん>>>トルエン>芳香族アミン>ジケテン

膀胱がん多発の原因物質は、この粉じんではないか？微量に混入しているオルトトルイジンあるいは代謝で生成するオルトトルイジンなどの影響も疑わしい。

## (2) 厚生労働省の問題・日本における化学物質の法規制の問題.

2007年にオルトトルイジンのリスク評価をしているが、そこでは有害性は高いものの曝露が基準以下なのでリスクは低いとされ、特定化学物質障害予防規則への指定が見送られている。ほとんどの国民が芳香族アミンに発がん性があることを知らないし、法的な規制がないので、当該作業者までもが芳香族アミンに発がん性があることを知らなかった。

IARCでは、芳香族アミンの発がん性を評価しているが、日本の法的な規制は主として個々の化学物質を指定するため、少し構造が違うものが「野放し」状態になっている。今回の膀胱がんの多発はこのような厚生労働省の施策が引き起こしたと言えるのではないかな。

芳香族アミンは、尿路系がん以外の発がんも懸念されている。詳細な疫学調査を実施させるべきである。尿路系以外の重複がんや他臓器がんについての知見が得られるはずである。

## (3) がん対策基本法の問題点・「職業がん」という視点.

がん対策基本法に、職業がんという視点がまったくない。リスクの認知や早期発見体制の確立など予防に重点をおいた取り組みを推進すべきである。

## (4) 医師・医療に関する問題

罹患者のほとんどが最初の通院は地元の泌尿器科に掛っている。その医師は同じ事業場から膀胱がんが多発していることを知っていたはず。その後摘出手術をするために県立病院や福井大学医学部へ患者を紹介しているが、職場で多発していることを伝えていない。

臨床医が「職業がん」という視点を持ち、労働局や産業保健推進センターに相談するなどの

アクションを起こすようにしていかなければならない。

### 研究会に参加しての感想

下請け労働者の有害、危険な労働実態の一端が報告され、今後の課題の大きさを痛感した。

ハーバード大学のがん予防センターの推計データ（1996）では、がん死亡への寄与割合は喫煙 30%、職業要因 5%、飲酒 3%などである（「国立がん研究センターがん対策情報センター」の作成している「がん情報サービス」より）。しかし、わが国では職業がんはあまり認知されておらず、労災認定のハードルは高く、化学物質による職業がんの認定者数は労災保険加入者 10 万人当たりで比較するとフランスの 1/30 に過ぎない。

厚労省は芳香族アミンの発がん性を軽視してきたが、2016 年 4 月から「有害物質を含有する家庭用品に関する法律」を改正し、アゾ染料の規制を始めた。これにより、化学的変化により容易に 24 種の特定芳香族アミンを生成するものに限って、特定の繊維製品・革製品（毛皮製品を含む）への使用が禁止された。EU に 14 年も遅れての規制である。

三星化学工業（株）での芳香族アミンによる膀胱がん多発はこのような状況の中で起きた。職業がんの社会的認知度を高め、厚労省の築いている労災認定の厚い壁を破り、予防のための諸施策を厚労省に講じさせていかなければならない。

（にしだ・ようこ 茨木市在住）